平成26年度以降の硫黄島遺骨収集帰還の取組方針(案)・平成26年度実施計画(案)の概要

「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」(平成25年12月11日)

- ・滑走路地区の未探索の壕(1箇所)の掘削及び探索済みの壕(2箇所)の再確認。
- ・滑走路地区の高性能地中探査レーダの反応箇所は、できる限り速やかに、全て掘削。
- ・上記終了後、その結果も踏まえ、現滑走路の移設に着手し、滑走路地区全体の掘削・遺骨収容。
- ・滑走路地区の掘削・遺骨収容と並行して、外周道路外側の掘削・遺骨収容を実施。



平成26年度以降の取組方針(案)

- 1. 滑走路地区の掘削・遺骨収容を4年間で実施。
 - ・未探索の壕1箇所の掘削、探索済みの壕2箇所の再確認。
 - 探査レーダの反応箇所を全て掘削。
 - ①滑走路下(101筒所)
 - ②芝生区域(1114箇所)、集水区域(523箇所)
 - ③誘導路・給油施設等(60箇所)。
 - 上記終了後、その結果も踏まえ、現滑走路の移設に着手。
- 2. 外周道路外側の面的調査・遺骨収容を5年間で実施。
- 3. 平成23年度~25年度の面的調査で確認された壕等からの遺骨収容を引き続き平成26年度で実施。

- ※1 庁舎地区については、滑走路地区 の掘削・遺骨収容後、対応。
- ※2 掘削及び遺骨収容の状況は随時、 厚生労働省のホームへ゜ージで公表。

平成26年度実施計画(案)

- 1. ①滑走路下30箇所、②探索済みの壕1箇所、③芝生区域1114箇所 を掘削・遺骨収容。 また、未探索の壕1箇所について、掘削方法を検討し、平成27年度早期に実施。
- 2. 外周道路外側の平成26年度調査予定区域について面的調査・遺骨収容を実施。
- 3. 平成23年度~25年度の面的調査で確認された壕等からの遺骨収容を引き続き実施。

平成26年度以降の硫黄島遺骨収集帰還について(計画)

| | | 対象箇所数 | H26 | | Н | 27 | H28 | H29 | H30 |
|---|------------|-------|------|-------------|-----|----------|------------------|------------|-------------|
| 1 滑走路 | 地区の掘削・遺骨収容 | | | | | | | | |
| (1) ① | 滑走路 | 101 | 滑走路 | 30 | 滑走 | 路 71 | | | |
| 2 | 壕 | 3 | 壕 | 再1 | 壕 | 新1 再1 | | | |
| 3 | 芝生区域、集水区域 | 1637 | 芝生区域 | 1114 | 集水區 | 区域 523 | 3 | | |
| (2)誘 | 導路∙給油施設等 | 60 | | | | | | 恰油施設 60 | |
| 2 外周道路外側の面的調査・遺骨収容 | | | _ | | | | | | |
| 3 平成23年度〜25年度の面的調査により確認 された壕等からの遺骨収容 | | | | > | | | | | |

※ 庁舎地区については、滑走路地区の掘削・遺骨収容後、対応。